

2018年10月9日 全17頁

# 仮想通貨の税制① 消費税・所得税

原則として雑所得、確定申告が必要

金融調査部  
研究員 藤野 大輝  
研究員 小林 章子

## [要約]

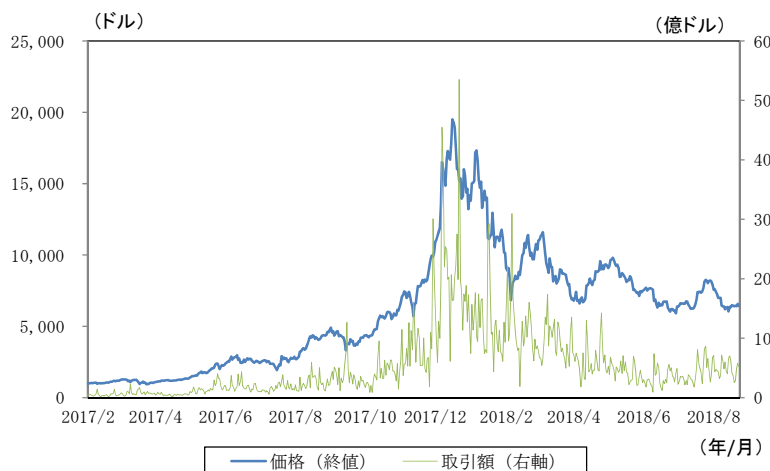
- 昨年から今年にかけてビットコインを中心に仮想通貨の価格が大きく変動し、国内でも仮想通貨取引で利益を得た者が一定数いたことが見込まれる。しかし、仮想通貨取引の税務上の扱いは十分に明らかになっておらず、国税庁による一層の整備と、申告者側の正確な税制の把握が望まれる。
- 明らかになっている範囲では、消費税においては、資金決済法上の「仮想通貨」の譲渡は2017年7月1日以後、消費税非課税となっている。所得税においては、仮想通貨を売却または使用(商品の購入、他の仮想通貨と交換)したときには所得税が課税される。原則、雑所得として総合課税され、税率は15%~55%(住民税10%を含む)の累進課税となる。
- 国税庁は仮想通貨の取引をどこまで正確に捕捉することが可能だろうか。仮に、仮想通貨に関する支払調書の提出が義務付けられるなどの施策が行われれば、国税庁はある程度仮想通貨の取引を捕捉することが可能になると考えられる。ただし、仮想通貨は個人間での取引も行われており、今後はこうした取引所、交換業者等を介していない取引を捕捉するための仕組みづくりが行われる可能性もある。

## 1. 仮想通貨市場の現状

### (1) グローバルでの取引状況

昨年から今年にかけて、ビットコインを中心として、仮想通貨市場が注目されている。その背景の一つとしては、仮想通貨の価格変動の大きさに着目した投資家が投機目的等で取引量を増加させたことが考えられる。実際に全世界におけるビットコインの価格と一日当たり取引額の推移を見ると、2017年の12月初からいずれも急激に上昇・増加し、12月半ばをピークにその後は急激な低下・減少が見られた。足下では、一日当たり取引額はピーク時と比べると減少しており、価格は約6,000~8,000ドルで推移している(図表1)。

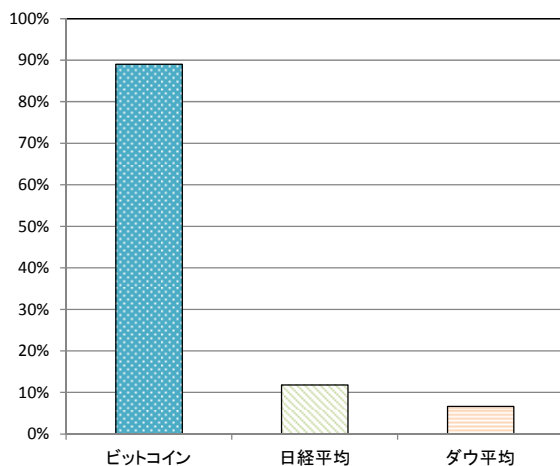
図表1 ビットコインの価格と一日当たり取引額の推移



(出所) blockchain info より大和総研作成

また、ビットコインの価格の推移を日経平均株価、ダウ平均株価と比較してみても、その変動の大きさは顕著である。2017年の一年間のボラティリティを計算すると、ビットコインのボラティリティは、日経平均株価の7倍以上、ダウ平均株価の13倍以上に当たる(図表2)。いかにビットコインの価格変動が大きいかわかるだろう。

図表2 ビットコイン、日経平均株価、ダウ平均株価のボラティリティ

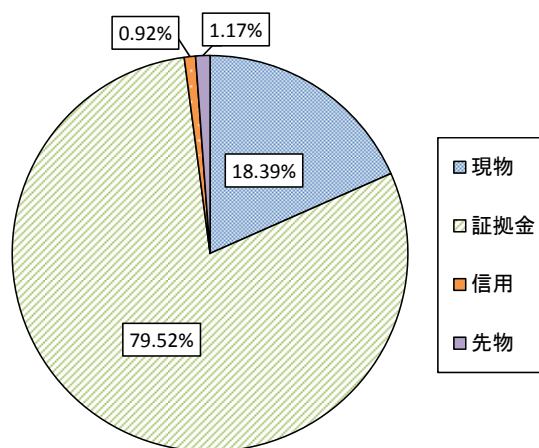


(注1) それぞれ、2017年1月1日～2017年12月31日までの終値の前日比の標準偏差を年率換算している。

(注2) ビットコインの終値については、日経平均株価、ダウ平均株価と合わせるために、日本の休日・祝日には取引が行われず、価格推移がなかったと仮定して計算している。

(出所) blockchain info、日本経済新聞社、Haver analytics より大和総研作成

図表3 日本国内における仮想通貨取引の割合(2017年度、主要5通貨)



(注1) 金額ベース。証拠金取引は想定元本ベース。

(注2) 2017年4月～2018年3月の数値を合算している。また、主要5通貨は、ビットコイン、イーサリアム、リップル、ビットコインキャッシュ、ライトコインである。

(出所) 日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」より大和総研作成

## (2) 国内での取引状況

日本国内での仮想通貨取引の状況はどうなっているのだろうか。仮想通貨取引には、実際に仮想通貨を売買する現物取引のほかに、証拠金取引、信用取引、先物取引がある。日本における主要5通貨<sup>1</sup>の2017年度の取引量(金額、想定元本ベース)の割合を見てみると、現物取引は2割弱にとどまり、およそ8割が証拠金取引であることが分かる(図表3)。つまり、日本における仮想通貨取引では、ただでさえ価格変動の大きい仮想通貨にさらにレバレッジをかけた取引が多く行われているということである。また、日本における仮想通貨取引の顧客数は、2018年3月時点で現物取引が350万人、証拠金・信用・先物取引が約14万人とされている<sup>2</sup>。

以上のように、仮想通貨市場は足下ではある程度落ち着いた動向を示しているものの、昨年末にかけて大きな値動き、活発な取引が見られた。日本国内でも仮想通貨取引で利益を得た者(含み益を実現していない者を含む)が一定数存在すると考えられる。

仮想通貨取引の利益は、売却などにより実現させた場合、原則、雑所得として確定申告する必要がある<sup>3</sup>。国税庁によると、2017年分の確定申告で1億円以上の雑所得があったものは549人とされ、2016年分の238人と比べると2倍以上に増加している<sup>4</sup>。また、このうち仮想通貨による収入がある者は331人とされ、少なからず仮想通貨取引による利益について申告が行われていたことがわかる。

しかし、仮想通貨の取引に関する税制上の扱いは十分には明らかになっていない。今後も仮想通貨取引の利益を申告する者がいるであろうことを考えると、国税庁としては税制をさらに整備していき、また、申告する側も税制を正確に把握する必要があるだろう。

本稿では、仮想通貨の税制について、主に税制上の扱いが明らかになっている消費税、所得税について解説する。なお、法人税やICOのトークンの税制については、次回以降のレポートで別途取り扱う予定である。

<sup>1</sup> ビットコイン、イーサリアム、リップル、ビットコインキャッシュ、ライトコインを主要5通貨としている。

<sup>2</sup> 金融庁 仮想通貨交換業に関する研究会(第1回) 資料3 日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」(2018年4月10日、<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180410-3.pdf>)

<sup>3</sup> なお、給与・退職所得以外の、仮想通貨取引による利益を含むその他各種の所得金額の合計が20万円以下の場合、所得税の申告は必要とされていない(ただし、住民税は申告が必要)。

<sup>4</sup> 毎日新聞『雑所得』が1億円以上 申告549人(2018年5月25日、<https://mainichi.jp/articles/20180526/k00/00m/040/039000c>)

## 2. 消費税

消費税においては、資金決済法上の「仮想通貨」の譲渡は非課税とされた。以下では、資金決済法上の仮想通貨と、消費税における扱いを説明する。

### (1) 資金決済法上の「仮想通貨」

昨年、資金決済法が改正され、仮想通貨の定義が規定された（2017年4月1日施行）。仮想通貨の要件としては、①不特定の者に対して対価の弁済に使用することができ、かつ不特定の者を相手方として購入及び売却ができること、②電子的に記録され、移転できること、③円やドルのような法定通貨、またはX円で常に換金できるといった固定レートを持つような法定通貨建ての資産でないことの三点がある。

この三点を満たすもの（1号仮想通貨）、もしくは不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換できるもの（2号仮想通貨）が仮想通貨と定義される。例えば、ビットコインは①国内5万店舗以上で支払いに使用することができ<sup>2</sup>、取引所等で売買が可能であり、②電子的に保有・取引され、③法定通貨でも法定通貨建ての資産でもないことから、資金決済法上の仮想通貨（1号仮想通貨）と言えるだろう。また、ICOにおけるトークン等でも、例えばビットコインと市場で自由に取引（交換）が可能であるならば、資金決済法上の仮想通貨（2号仮想通貨）に当たると考えられる。

### (2) 「仮想通貨」の消費税に関する扱い

従来、仮想通貨について消費税法上には規定がなく、同法で限定列挙されている非課税の対象には含まれないと考えられていた。そのため、仮想通貨の譲渡には消費税が課税されていた。

しかし、仮想通貨が資金決済法上において支払手段として定義されたことを受け、消費税法施行令が改正された（2017年7月1日施行）。改正施行令により、消費税法上でも**資金決済法に規定される仮想通貨は支払手段に類するものであるとされ、施行日以後の譲渡は消費税非課税である**ことが明文化された<sup>5</sup>。そのため、例えばビットコインを事業者が購入した場合は、非課税仕入れとして区分して計上することになる。

一方で、資金決済法上の「仮想通貨」に当たらない仮想通貨、例えば保有者や発行数が少なく、不特定の者に対して対価の弁済に使用できるとは言えないような仮想通貨の譲渡については、施行日以後も消費税が課税されると考えられる点には注意が必要である。

<sup>5</sup> なお、仮想通貨の駆け込み取得を防ぐため、改正消費税施行令の施行日に100万円以上（消費税を除く）の仮想通貨を有しており、かつ施行日前1ヶ月間（2017年6月1日～2017年6月30日）の間の平均仮想通貨保有数量よりも多くの仮想通貨を有していた場合、その平均保有数量以上の部分の仮想通貨については仕入税額控除が認められないといった規定（経過措置）が設けられている。

### 3. 所得税

仮想通貨に関して、所得税法上の明文規定は未だ存在しない。ただし、国税庁はタックスアンサー<sup>6</sup>や、2017年12月1日に公表した「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」(以下、FAQと呼ぶ)にて、その扱いを示している。以下では、これらを参考に仮想通貨取引にかかる所得税について説明する<sup>7</sup>。

#### (1) 所得区分

仮想通貨を売却または使用して生じた利益(後述)は、**原則、雑所得として総合課税される**。よって、同じく総合課税される雑所得以外の他の所得との損益通算や、損失の繰越控除をすることはできない。また、総合課税であるため、税率は15%~55%の累進課税(住民税10%を含む)となる。これは仮想通貨の証拠金取引についても同様であり、外国為替証拠金取引(FX)のように税率20%での申告分離課税とはならない。

ただし、仮想通貨の取引による所得が、雑所得以外に区分されることもある。FAQには、事業所得に区分される場合について、以下の二通りの記載がある。

##### ①事業に付随して所得が生じた場合

例えば、事業所得者が事業用資産として仮想通貨を保有し、決済手段として用いた際に生じる損益がこれに当たる。

##### ②仮想通貨取引を事業として行っていると認められる場合

例えば、仮想通貨取引の収入で生計を立てていることが客観的に明らかである場合。

事業所得に区分された場合は、仮想通貨の取引によって生じた損益について、事業所得以外の所得(不動産所得・譲渡所得・山林所得)とも損益通算ができる。また、青色申告をしている場合は、損失の繰越控除(3年間)や青色申告特別控除(最高65万円)を受けることができる。

このように、仮想通貨の取引による所得がどちらの所得に区分されるかによって、払うべき税額が変わりうるので、注意が必要である。

<sup>6</sup> タックスアンサーNo.1524「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」

<sup>7</sup> ただし、仮想通貨の範囲について、タックスアンサーでは「ビットコイン」、FAQでは「ビットコインをはじめとする仮想通貨」としか記述がなく、資金決済法上の仮想通貨以外の仮想通貨も対象となりうるのかといった点については明らかにされていない。

図表4 所得区分による違い

	雑所得(原則)	事業所得(例外)
税率(住民税を含む)	15%~55%	
損益通算	内部通算のみ可	他の所得(不動産所得・譲渡所得・山林所得)と損益通算可
繰越控除	不可	青色申告書を提出している場合、3年間の繰越控除可
青色申告特別控除	対象外	青色申告をしており、取引を正規の簿記の原則により記帳等をしている場合には最高65万円が所得金額から控除可

(出所) 法令より大和総研作成

## (2) 仮想通貨の売却または使用

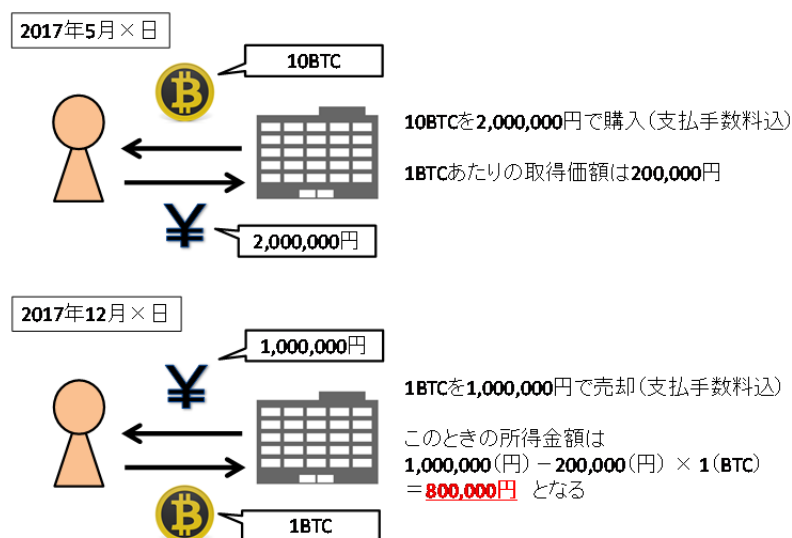
FAQ では仮想通貨に関する所得税について、仮想通貨を売却または使用(商品の購入、他の仮想通貨との交換)したときに課税されるとしている。以下では、その際の課税所得の金額をどのように計算すべきかについて説明する。

### ①仮想通貨を売却した場合

仮想通貨を売却した場合、以下の式で所得金額を算出する。

$$(\text{売却価額}) - (\text{仮想通貨1単位当たりの取得価額}) \times (\text{売却した仮想通貨の数量})$$

図表5 仮想通貨を売却した場合



(出所) 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」より大和総研作成

例えば、図表5のように、ビットコインを2,000,000円(支払手数料込)で10BTC購入し、

後日、ビットコインが値上がりしたため、1BTC を 1,000,000 円（支払手数料込<sup>8</sup>）で売却した場合を考えてみる。

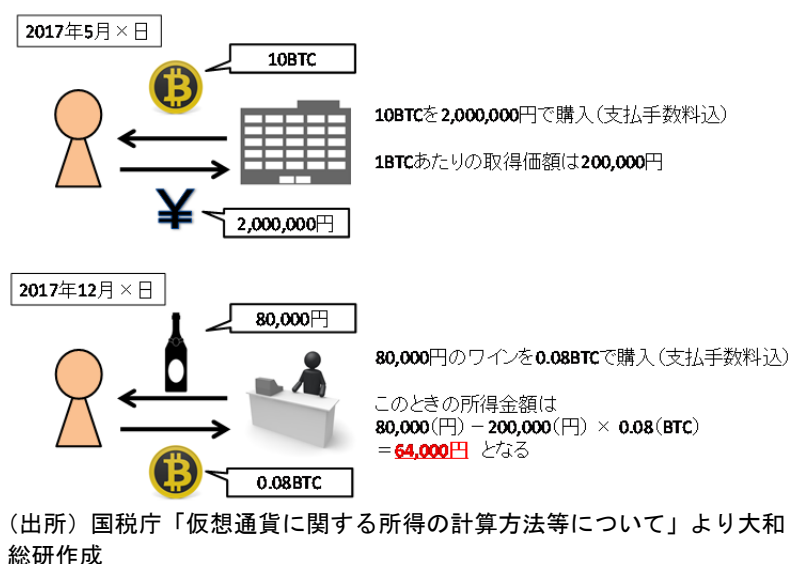
売却価額は 1,000,000 円、1BTC 当たりの取得価額は  $2,000,000 \div 10 = 200,000$  円、売却したビットコインの数量は 1BTC であるため、所得金額は  $1,000,000 - 200,000 \times 1 = 800,000$  円となる。

## ②仮想通貨で商品を購入した場合

仮想通貨で商品を購入した場合は、以下の式で所得金額を算出する。

$$(\text{商品価額}) - (\text{仮想通貨 1 単位当たりの取得価額}) \times (\text{商品購入に使用した仮想通貨の数量})$$

図表 6 仮想通貨で商品を購入した場合



例えば、図表 6 のように、ビットコインを 2,000,000 円（支払手数料込）で 10BTC 購入し、後日、80,000 円のワインを 0.08BTC（支払手数料込）で購入した場合を考えてみる。

ワインの価額は 80,000 円、1BTC 当たりの取得価額は  $2,000,000 \div 10 = 200,000$  円、ワインの購入に要したビットコインの数量は 0.08BTC であるため、所得金額は  $80,000 - 200,000 \times 0.08 = 64,000$  円となる。

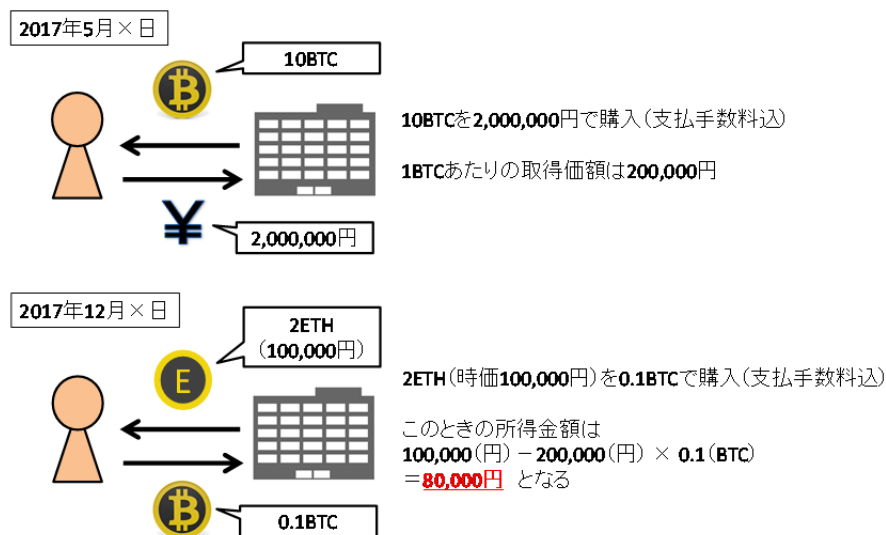
## ③保有する仮想通貨で他の仮想通貨を購入した場合（仮想通貨同士の交換）

保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合は、以下の式で所得金額を算出する。

<sup>8</sup> なお、仮想通貨を売却・使用するときにおける「支払手数料込」とは、支払手数料を差し引いた後の価格であると考えられる。以下においても同様である。

(他の仮想通貨の時価＝購入価額) - (仮想通貨 1 単位当たりの取得価額) × (他の仮想通貨の購入に用いた仮想通貨の数量)

図表 7 仮想通貨で他の仮想通貨を購入した場合



(出所) 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」より大和総研作成

例えば、図表 7 のように、ビットコインを 2,000,000 円（支払手数料込）で 10BTC 購入し、後日、イーサリアムを 2ETH（時価 100,000 円）購入する際の決済に、0.1BTC（支払手数料込）を使用した場合を考えてみる。

購入したイーサリアムの時価は合計 100,000 円、1BTC 当たりの取得価額は  $2,000,000 \div 10 = 200,000$  円、購入に要したビットコインの数量は 0.1BTC であるため、所得金額は  $100,000 - 200,000 \times 0.1 = 80,000$  円となる。

### (3) 仮想通貨の取得価額

(2) で説明したとおり、仮想通貨の売却等による所得金額を計算するにあたっては、仮想通貨の取得価額を求める必要がある。

仮想通貨を取得したのが一度きりであった場合は、取得価額はその時の仮想通貨の購入価額となる。他方、同一の仮想通貨を二回以上にわたって取得した場合は、原則として移動平均法を用いて取得価額を計算することとされている。ただし、継続的に適用することを要件に、総平均法を用いることも認められている。

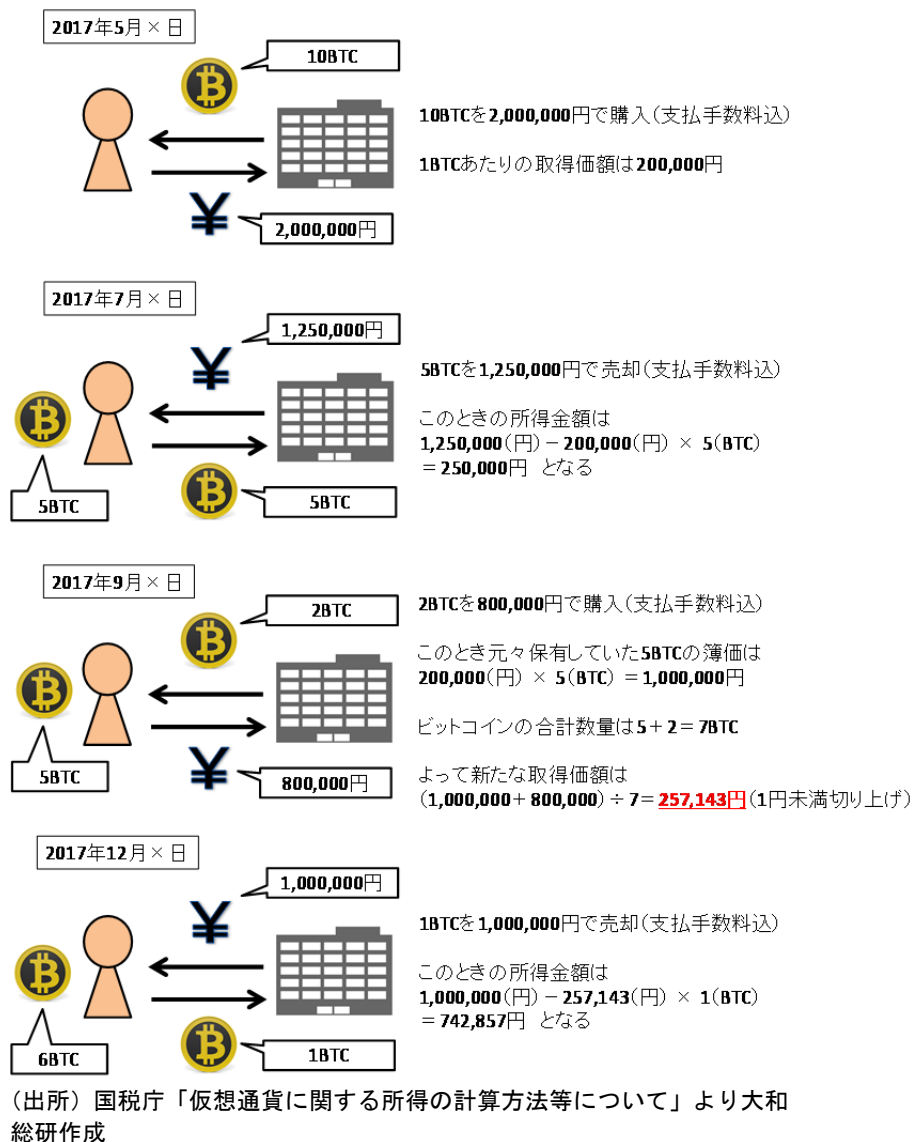


## ①移動平均法を用いた場合

移動平均法とは、新たに仮想通貨を取得するたびに、以下の式に従って1単位当たりの仮想通貨の取得価額を計算し直すというものである。

$$\{ (\text{取得前にもともと保有していた仮想通貨の簿価}) + (\text{新たに取得した仮想通貨の取得価額}) \} \div (\text{その時点で保有することになる仮想通貨の合計数量})$$

図表8 仮想通貨を二回以上にわたって取得した場合の例（移動平均法を用いた場合）



例えば、図表8のように、ビットコインを2017年5月×日と9月×日の二回にわたって購入し、かつ7月×日と12月×日の二回にわたって一部を売却した場合を考えてみる。

5月×日時点での取得価額は1BTCあたり200,000円であるから、7月×日の売却に伴う所得金額は $1,250,000 - 200,000 \times 5 = 250,000$ 円となる。

9月×日時点での取得価額について移動平均法を用いると、まず、取得価額は200,000円、もともと保有していたビットコインの数量は5BTCなので、簿価は $200,000 \times 5 = 1,000,000$ 円となる。次に、新たに購入したビットコインの取得価額は、800,000円である。この取得により、保有しているビットコインの合計数量は $5 + 2 = 7$ BTCとなるので、これ以降の取得価額は $(1,000,000 + 800,000) \div 7 = \mathbf{257,143 \text{ 円}}$  (1円未満切り上げ)となる。これにより、12月×日の売却に伴う所得金額は $1,000,000 - 257,143 \times 1 = 742,857$ 円と計算できる。

## ②総平均法を用いた場合

総平均法とは、取得した仮想通貨の1単位当たりの取得価額を、各取得時点での購入価額の合計を総取得数量で割ることで求めるというものである。具体的には以下の式により1単位当たりの取得価額を求める。

$$\text{(取得した仮想通貨の簿価の合計)} \div \text{(取得した仮想通貨の合計数量)}$$

例えば、図表8の場合、総平均法を用いると、取得したビットコインの簿価(購入価額)の合計は $2,000,000 + 800,000 = 2,800,000$ 円、取得したビットコインの合計数量は $10 + 2 = 12$ BTCである。よってビットコインの1単位当たりの取得価額は、 $2,800,000 \div 12 = \mathbf{233,334 \text{ 円}}$  (1円未満切り上げ)となる。この取得価額を用いると、7月×日の売却に伴う所得金額は $1,250,000 - 233,334 \times 5 = 83,330$ 円、9月×日の売却に伴う所得金額は $1,000,000 - 233,334 \times 1 = 766,666$ 円となる。

移動平均法と総平均法のどちらを用いた方が有利であるかは、価格が上昇局面にあるか下落局面にあるかによって変わってくるが、総平均法を用いる場合は継続的に用いなければならないという点には気を付ける必要がある。

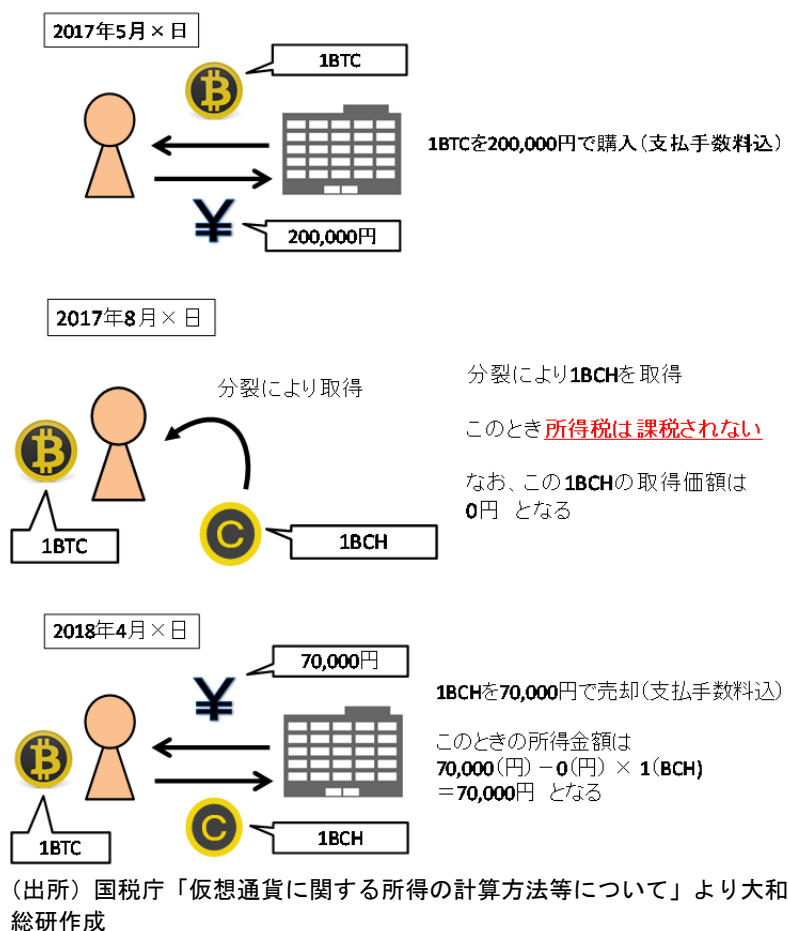
## (4) 仮想通貨が分裂をした場合

2017年8月1日にビットコインが初めて分裂し、「ビットコインキャッシュ」が誕生したことは当時大きな話題となった。このときは、ビットコインを持つ者には、所有するビットコインと同じ数量のビットコインキャッシュが割り当てられた。このように仮想通貨が分裂した場合、所得税においてはどのような扱いになるのだろうか。

まず、分裂前から持っていた方の仮想通貨(上記の場合で言うビットコイン)については、別段、取得価額が変わったり、この時点で所得税が課税されるといったことはない。

一方で、分裂によって取得した新たな仮想通貨(上記の場合で言うビットコインキャッシュ)については、その時点での取引相場がなく、時価はゼロと考えられる。よって、分裂によって取得した新たな仮想通貨については、取得時点では所得が発生したとは認められないため、所得税は課税されない。その後、その新たな仮想通貨を売却または使用した時点において、所得が発生し、課税される。その際の取得価額はゼロとして計算される。

図表 9 仮想通貨が分裂をした場合



例えば、ビットコイン(1BTC)が分裂し、ビットコインキャッシュ(1BCH)を得たとすると、その1BCHの取得時には所得税はかからない(図表9)。その後、他にビットコインキャッシュを取得することなく、1BCHを70,000円(支払手数料込)で売却したとすると、取得価額はゼロであるため、その70,000円全額が所得金額となる。

### (5) 仮想通貨をマイニングした場合

他に仮想通貨を取得する方法として、マイニングをするということが考えられる。ここでは仮想通貨をマイニングした場合、所得税ではどのような扱いになるのかを、①FAQに記載がある点、②明らかにされておらず依然不明である点に分けて説明する。

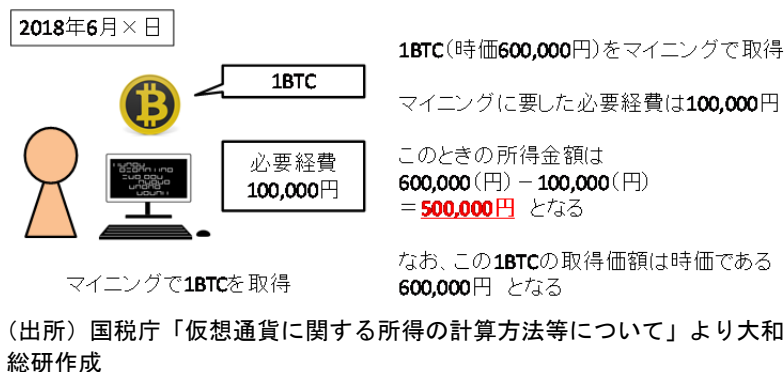
#### ①マイニング等により取得した仮想通貨の扱い (FAQに記載がある部分)

まず、仮想通貨をマイニング等により取得した場合は、その時点で以下の式によって所得金額を算出する必要がある。

$$(\text{マイニング等により取得した仮想通貨の時価}) - (\text{マイニング等に要した必要経費})$$

また、マイニング等により取得した仮想通貨を売却または使用した場合の所得計算における取得価額は、マイニング等をした時点の仮想通貨の時価とされる。

図表 10 マイニング等で仮想通貨を取得した場合



例えば、2018年6月×日に、ビットコイン（1BTC）をマイニングで取得した場合を考えてみる（図表 10）。このときの 1BTC の時価が 600,000 円、マイニングに要した必要経費が 100,000 円であったとすると、所得金額は  $600,000 - 100,000 = 500,000$  円となる。また、このビットコイン(1BTC)の取得価額はマイニング時の時価 600,000 円となる。よってこの 1BTC を後日 700,000 円（支払手数料込）で売却した場合、所得金額は  $700,000 - 600,000 \times 1 = 100,000$  円となる。

## ②マイニング等について依然不明である点

マイニング等によって取得した仮想通貨の扱いは①のとおりであるが、この扱いにおいて不明な点がいくつか残っている。

まず、マイニング等により取得した仮想通貨の時価をどのように算定すればよいのかという点である。時価といってもマイニングに成功したその瞬間の価格を用いるのか、その日の平均価格や終値を用いるのかという点については、FAQ などには記載されていない。また、仮想通貨の価格は取引所によってばらつきがあり、どの取引所の価格を用いるのかについても説明がない。ただ、仮想通貨の会計上の取り扱い（期末評価）においては、「通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格」を用いる<sup>9</sup>とされており、個人所得税の税務上もこのような扱いになる可能性がある点については留意したい。

もう一つの不明点は、マイニング等に要した必要経費には何が含まれるのかという点である。この点についても FAQ などには詳しい記載がない。現行の所得税法等に照らし合わせてみると、仮想通貨を得るために直接要した費用の額ならびに販売費、一般管理費その他業務上の費用の額を必要経費に算入することができるのではないだろうか<sup>10</sup>。また、マイニング用 PC の電気代等の家事関連費については、マイニングに必要な部分が記録等により明らかに区分できる場合

<sup>9</sup> 企業会計基準委員会「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（2018年3月14日）

<sup>10</sup> 所得税法第 37 条 1 項

には、その部分を必要経費に算入できると思われる<sup>11</sup>。現行法上ではこのような扱いになると考えられるが、今後、新たに取り扱いが明文化される可能性もあり、注視が必要である。

## (6) 仮想通貨の流出等に対して金銭の補償を受けた場合

2018年1月26日、大手の仮想通貨取引所において、外部からの不正アクセスによる仮想通貨流出事件が発生した。このように仮想通貨は不正アクセスによる流出がしばしば発生しており、その損失を仮想通貨交換業者等が補償することもある。こうした補償金は非課税である損害賠償金に該当するのだろうか。タックスアンサー<sup>12</sup>にて、仮想通貨の流出等について補償金を受け取ることは、同額で仮想通貨を売却して金銭を得ることと同じであると考えられ、**補償金は非課税である損害賠償金には該当せず、雑所得として課税の対象になる**と示された<sup>13</sup>。

図表 11 仮想通貨の流出に対して補償金が支払われた場合



(出所) タックスアンサーNo. 1525「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」より大和総研作成

例えば、仮想通貨ネムを20,000円で1,000XEM購入した者が、外部からの不正アクセスにより、これを失ってしまったとする(図表11)。その後、仮想通貨交換業者からこの1,000XEMの

<sup>11</sup> 所得税法第45条1項、所得税法施行令第96条、所得税基本通達45-1

<sup>12</sup> タックスアンサーNo. 1525「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」

<sup>13</sup> ただし、顧客と仮想通貨交換業者等の契約内容や補償金の性質等を総合的に勘案して判断する。

流出に対して、30,000 円の補償がされたとすると、この時点で 1,000XEM を 30,000 円で売却した場合と同様の扱いをしなければならない。つまり、 $30,000 - 20,000 = 10,000$  円の所得金額が発生し、原則、雑所得として総合課税される。

## (7) 仮想通貨の含み益の扱い

仮想通貨の取引にかかる所得税について、FAQ やタックスアンサーにて明文化されている部分は以上のとおりである。(7)、(8) では、仮想通貨の取引にかかる所得税に関して、明らかにされていない論点について検討する。

前述のとおり、仮想通貨を売却・使用・マイニングした際には課税所得が発生しうると示されている。一方で、期末時において、保有している仮想通貨が取得価額と比べて値上がりしている場合、つまり含み益が生じている場合、含み益についても課税されるのかという議論がある。

例えば、先物取引等のデリバティブ取引による所得も原則として雑所得に分類されるが、これらは含み益に課税はされない。これを考えると、仮想通貨についても含み益に課税は行われなように思われる。

ここで、仮想通貨により生じる所得の収入すべき時期を見てみる<sup>14</sup>。仮想通貨の取引による所得については、原則として雑所得に分類される。雑所得の収入すべき時期は、公的年金等以外のものについては、「その収入の態様に応じ、他の所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期の取扱いに準じて判定した日」とされている<sup>15</sup>。言い換えると、類似の所得の収入すべき時期を参照するということである。

仮想通貨は資金決済法上に規定されていることから、支払手段とみなすことができる<sup>14</sup>。支払手段の取引に類似する所得としては譲渡所得が考えられる。譲渡所得の収入すべき時期を見てみると、「基因となる資産の引き渡しがあった日による」とされている<sup>16</sup>。よって、仮想通貨は引き渡しが無い限りは収入すべき時期が来ているとはみなされず、課税所得は発生しないと考えられるのではないだろうか。つまり、仮想通貨の含み益については課税対象にはならないと思われる。

## (8) 国外転出時課税制度における仮想通貨の扱い

合計 1 億円以上の対象資産を所有する一定の居住者が、国外に転出するとき、もしくは国外の者に対象資産を贈与、相続・遺贈をするときには、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される（国外転出時課税制度）。

<sup>14</sup> 延平昌弥等『事例で学ぶビットコインの会計・税務 Q&A50 選』（清文社、2018 年）、pp. 136-137 参照

<sup>15</sup> 所得税基本通達 36-14

<sup>16</sup> 所得税基本通達 36-12

しかし、この対象資産は限定列挙されており、仮想通貨はこれに含まれない。よって 1 億円以上の仮想通貨を持つものが国外転出したとしても、その含み益は課税されないのである<sup>17</sup>。場合によっては、国内で仮想通貨取引によって多くの含み益を得た個人が、税制優遇国に転出した後に、仮想通貨を売却することで課税逃れをすることが可能になることも考えられ、今後、対応が行われる可能性がある。

このように、仮想通貨の取引にかかる所得税についてはまだ不明点が多く、今後も国税庁によるさらなる整備が期待される。

#### 4. トピック：税務当局はどこまで仮想通貨取引を捕捉できるか

ここまで仮想通貨の取引にかかる消費税と所得税について見てきたが、最後に、税務当局は嘘の申告や申告漏れを把握しきれるのか、つまり、仮想通貨の取引を税務当局が捕捉することは可能なのかという点について考察したい。

##### (1) 自己申告による捕捉

税務当局が金銭の動きを把握する重要な仕組みとして、法定調書というものがある。これは、所得税法等により税務署に提出が義務付けられている各種資料のことである。そのうちの「国外財産調書」は、その年の 12 月 31 日時点において、5,000 万円以上の国外財産を持つ居住者（非永住者を除く）に、当該国外財産の種類、数量、価額などの報告を義務付けるものである。ただ、現行法上は、この国外財産の種類は限定列挙されており、仮想通貨は掲げられている財産以外の財産にあたるため、その財産を有する者の住所によって内外判定をする。よって、わが国に住所を有する居住者については、海外の仮想通貨取引所の口座に多額の仮想通貨を持っていても、その仮想通貨は国外財産には当たらず、報告義務はない<sup>18</sup>。

一方で、「財産債務調書」では仮想通貨も記載対象となるだろう。財産債務調書とは、所得税の確定申告が必要な者のうち、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日時点において、合計 3 億円以上の財産又は 1 億円以上の国外転出特例対象財産<sup>19</sup>を有する者に、同日において有する財産の種類、数量、価額、債務の金額などの報告を義務付けるものである<sup>20</sup>。財産債務調書では、仮想通貨も記載の対象になると思わ

<sup>17</sup> 「国外転出時課税の対象資産に仮想通貨は該当せず」、『週刊 税務通信』（税務研究会）3492 号、p. 4、2018 年 1 月 29 日

<sup>18</sup> 「仮想通貨は国外財産調書の対象外」、『週刊 税務通信』（税務研究会）3491 号、pp. 8-9、2018 年 1 月 22 日

<sup>19</sup> 国外転出時課税制度の対象資産を指す。

<sup>20</sup> なお、国外財産調書に偽りの記載をする、または期限内に提出をしなかった場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがある。一方で、財産債務調書に申告漏れがある、または期限内に提出をしなかった場合は、記載すべき財産もしくは債務の申告漏れに係る部分の過少申告加算税等に 5% の加重がされる。

れることから、上記の対象者は保有する仮想通貨の数量や価額などについて報告する必要がある<sup>14</sup>。

財産債務調書によって、特に多くの財産を持つ個人の仮想通貨の保有状況を捕捉することは可能であると考えられる。

## (2) 取引所等における取引の捕捉

税務当局が仮想通貨取引を捕捉するもう一つの方法としては、取引所等と協力することが考えられる。取引所等によっては、仮想通貨取引をする個人は取引所等から自分の過去の取引をダウンロードすることができる。つまり、取引所等は各個人の取引をデータとして把握・保有していると考えられる。実際、報道等でも税務当局は交換業者等と協力しながら、高額取引者のリストを作成する等、仮想通貨の動きの把握に取り組んでいるようだ<sup>21</sup>。

また、まだ実施されていないこととして、法定調書の一つである支払調書の対象に仮想通貨取引を含めるということも考えられる。支払調書とは、法人等が誰にどのような理由でどれだけの支払いをしたのかということを経営者に報告することを義務付けるものであり、税務署はこれによって確定申告が正しく行われているのかを確認することができる。支払調書を仮想通貨の取引所、交換業者等が提出すれば、税務署も仮想通貨の取引の状況のある程度把握することが可能になる。

現在税務署に提出が義務付けられている法定調書の中には、仮想通貨の取引に関する支払調書は存在しない。ただ、過去には金地金の譲渡所得の申告漏れが多く見受けられたことを受け、2012年から新たに「金地金等の譲渡の対価の支払調書」の提出が義務付けられるようになった例もある。仮想通貨に関しても、今後申告漏れが多発するようであれば、支払調書の提出が義務付けられるようになるかもしれない。

## (3) 取引所等を介さない取引の捕捉

支払調書等を通じて捕捉できる仮想通貨の取引は、取引所や交換業者を介している場合に限られる。仮想通貨は取引所等を介さず、個人間で相対の売買をすることが可能である。また、個人は自分のPC内やUSB内に「ウォレット」と呼ばれる仮想通貨の口座のようなものを持ち、その口座間で自由に送金を行うことができる。仮想通貨の支払調書の提出が義務付けられたとしても、取引所等を介さない個人間の送金まで把握することは難しい、もしくは大きな手間がかかると思われる。仮に個人間の取引までも把握しようとするのであれば、ウォレット業者を規制の対象にする、もしくはウォレットに個人名を結びつける等の取組が必要になってくると考えられるが、すぐに対応することは難しいと考えられる。

<sup>21</sup> 朝日新聞「仮想通貨長者、把握へ 資産分析、税逃れ防止 国税」(2018年1月1日、<https://www.asahi.com/articles/DA3S13297289.html>)



ただ、個人間で取引が行われていたとしても、最終的に換金されるのであれば、税務当局が捕捉することは可能なのではないかという意見もある。確かに金額が大きければ、調査等を通じて換金されたときの取引銀行等の口座への入金を見ることにより、税務当局が捕捉することも可能であると考えられる。一方で、実務上すべての換金を把握することは難しいと考えられ、今後の対応を検討する必要があるだろう。

今後は、仮想通貨の取引について申告漏れを防ぐために、支払調書の義務化などによって、取引所、交換所を介した取引を捕捉することができるようにするとともに、個人間の取引も把握できるような仕組みづくりが行われることも考えられるだろう。

また、一層円滑な仮想通貨取引を可能とするためには、仮想通貨取引の税制上の扱いがさらに明確化されることが求められる。